

福祉・介護職員処遇改善実績報告書の記載について

- ① 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算総額（複数の事業所を有する法人については、法人全体の金額を記載）
国民健康保険団体連合会から月ごとに送付される「福祉・介護職員処遇改善（特別）加算総額のお知らせ」のうち、平成27年4月分から平成28年3月サービス提供分までのものに記載されている金額に基づき、その総額を記入してください。
また、別紙様式5（添付書類1）の事業所一覧に事業所ごとの内訳を明記し、添付してください。
- ② 加算による賃金改善実施期間
処遇改善加算総額（①）を原資として、事業所内の福祉・介護職員に賃金改善を行った期間を記載してください。なお、当該期間は、計画書に記載した賃金改善実施期間と一致していなければなりません。
- ③ 福祉・介護職員常勤換算数
賃金改善実施期間（②）中の福祉・介護職員の勤務時間を月ごとに常勤換算したもの（※）を合計し、記載してください。他職種との兼務職員が対象の場合は従事した時間数を按分してください。
福祉・介護職員として常勤の職員 ⇒ 一人を1.0とし、人数を足していく。
非常勤職員・他職種と兼務している職員（一ヶ月単位の変形労働制を採用している場合は、Bで算出）
A ⇒ $(4 \text{ 週間の労働時間}) \div 4 \div (\text{常勤職員が1週間に勤務すべき労働時間})$ を職員ごとに算出。
B ⇒ $(\text{一ヶ月の労働時間}) \div (\text{常勤職員が一ヶ月に勤務すべき労働時間})$ を職員ごとに算出
(A、Bはいずれも小数点第2位以下切り捨て)
※介護保険の訪問介護等と障害の居宅介護等を同一人員体制で行っている場合
例 1ヶ月の全体の常勤換算が10.5 サービス提供時間数が介護：1,080時間 障害：600時間 である場合
サービス提供時間を根拠として按分すると障害分の常勤換算数は $10.5 \times 600 \div 1,680 = 3.7$ (小数点第2位以下切り捨て)
- ④ 福祉・介護職員に支給した賃金額
②の期間中に賃金改善対象の福祉・介護職員に支給した賃金の総額を記載します。賃金の改善額ではなく賃金の総額であることにご注意ください。（賃金改善が反映された額となります。）
※介護保険の訪問介護等と障害の居宅介護等を同一人員体制で行っている場合
例 対象職員に支給された賃金額合計が130万円（サービス提供時間数が介護：1,080時間 障害：600時間）であった場合
サービス提供時間数を根拠に按分する場合は 障害： $130 \text{ 万円} \times 600 \text{ 時間} \div 1,680 \text{ 時間} = 46.4286 \text{ 万円}$ となる。
- ⑤ 福祉・介護職員一人当たりの賃金月額
④で算出した賃金の総額を③で算出した常勤換算数で割り、常勤の介護職員一人当たりの賃金額を算出してください。(1円未満切り捨て)
- ⑥ ②の期間において実施した賃金改善の概要
実施した賃金改善事項を、具体的に記載してください。賃金向上に伴う法定福利費（健康保険料・介護保険料・厚生年金保険料・児童手当拠出金・雇用保険料・労災保険料等）の増額も改善所要額に含めます。
支給金額の算出方法が職員の勤務形態などにより異なる場合は、それぞれ記載することとし、この様式に書ききれない場合は別紙（任意様式）を添付してください。
- ⑦ 賃金改善所要額
⑥の賃金改善に要した金額を記載してください。（なお、この金額には、賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含みます。）
福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の要件として賃金改善額が加算額を上回るようになっておりますので、①に記載されている額より⑦の額が上回ってはいけません。万が一上回っている場合は一時金などで賃金改善に反映してください。悪質な事例は返還の対象となりますのでご注意ください。
また、この項目については根拠となる資料として、様式例1・様式例2により、事業所ごとに、積算根拠となる資料を添付してください。各事業所において同様の資料を作成している場合は、この様式例以外の書式のものでも構いませんが、その場合も様式例に記載の事項がもれなく記載されている必要があるため留意してください。
なお、当該書類については、実地指導の際に適正に賃金改善に充てられていたか確認するので、支給したことが確認できる帳票等も各事業所において適切に保管してください。

【記載要領】

⑧ 福祉・介護職員一人当たり賃金改善額

賃金改善に要した額を③で算出した常勤換算で割り、常勤の福祉・介護職員一人当たりの賃金改善月額を算出し、記載してください。(小数点第1位以下切り捨て)

★添付書類2及び添付書類3について

- ・同一法人内で愛知県外にも事業所がある場合には、県外の事業所の状況について添付書類2の提出が必要です。
- ・同一法人内で名古屋市外（但し愛知県内であること）に事業所がある場合には、添付書類3の提出が必要です。